

(別添2)

地方公共団体の取り組み事例

目 次

1 焼津市(静岡県)の取り組み.....	77
1.1 平常時における事前の備え	78
1.2 発災時又は発災のおそれが生じた時.....	79
1.3 避難する経路.....	81
1.4 避難する場所.....	87
1.5 その他.....	89
2 黒潮町(高知県)の取り組み.....	90
2.1 平常時における事前の備え	92
2.2 発災時又は発災のおそれが生じた時.....	93
2.3 避難する経路.....	94
2.4 避難する場所.....	102
2.5 その他.....	103
3 仙台市(宮城県)の取り組み.....	106
3.1 平常時における事前の備え	107
3.2 発災時又は発災のおそれが生じた時.....	108
3.3 避難する経路.....	109
3.4 避難する場所.....	114
3.5 その他.....	115
4 板橋区(東京都)の取り組み.....	116
4.1 平常時における事前の備え	117
4.2 発災時又は発災のおそれが生じた時.....	117
4.3 避難する経路.....	118
4.4 避難する場所.....	119
4.5 その他.....	123

1 焼津市（静岡県）の取り組み

表 1-1：焼津市の取り組み事例

場面		高齢者、障害者の避難に関する課題	対応策（環境として備えておくべき事項）
平常時における備え		避難する場所等に関する情報の利用が困難	市内全 38 自治会において、地域の実情を考慮した各自治会の津波避難地図を住民と共同で作成。各家庭において、津波避難場所や避難経路を確認してもらうため全戸に配布
発災時又は発災のおそれが生じた時		災害情報に関する多様な手段による情報提供、わかりやすい情報提供	災害の状況等に関する情報の利用が困難
		垂直移動施設が使用できず危険な場所から脱出することが困難	—
避難する経路	共通	平常時から移動が困難	リヤカー購入補助：災害時要援護者の避難及び支援する人の支援活動を容易にするため、各自主防災会にリヤカーの配備を呼びかけ、130 台の追加配備を支援
		避難する場所の方向がわからない	避難施設の進入口表示：休日・夜間での発災を想定し、住民がガラスを割って施設内に避難できるよう、市内小・中学校などの公共施設の進入口に表示。夜間を考慮し、蓄光性のあるシートを採用
		明るさが得られず周囲や路面の状況が確認できないことで移動が困難	避難路に非常照明灯を設置
	津波避難	歩行速度が遅いため、津波到達までの短時間避難が困難	津波避難タワーの建設、民間ビルへの協力要請（市の補助制度の創設）
		避難途中の急勾配や階段を昇ることが困難	避難路に手すりを設置、避難場所となる地域コミュニティ防災センター等 15 箇所の屋外階段等に手すりを設置、55 箇所に停電時でも点灯可能なソーラー発電式の LED 照明灯を設置
	地震に伴う火災延焼避難	液状化、陥没等による路面の段差によって移動が困難	—
道路上の障害物によって移動が困難		—	
避難する場所		長距離の歩行が困難で、遠方の避難する場所への到達が困難	高速道路の盛土の活用、漁港の築山
		避難する場所に入ることが困難、また、入った後に移動が困難	—
		避難する場所の環境が過ごしにくい	—
		トイレが使えないという切実な問題	—
		他の避難者が入手できている情報が入手できない	—
		移動や情報の利用に必要な電源等が確保できない	—
その他			想定外の避難を発生させないため、市内全域を対象として津波避難訓練を実施

1.1 平常時における事前の備え

- 避難する場所等に関する多様な手段による情報提供、わかりやすい情報提供

- ・ 市内全 38 自治会において、地域の実情を考慮した各自治会の津波避難地図を住民と共同で作成。各家庭において、津波避難場所や避難経路を確認してもらうため全戸に配布。
- ・ 市で指定する避難施設の他に、個人宅なども含め避難する場所として利用可能な施設を自治会が選定している。また、避難可能なルートを検討している。



1.2 発災時又は発災のおそれが生じた時

● 災害情報に関する多様な手段による情報提供、わかりやすい情報提供

- ・ 防災ラジオの有償配布：東日本大震災後、住民から追加配布の要望が強まり、迅速かつ正確な情報伝達の重要性を鑑み、同報無線放送を受信できる防災ラジオ 800 台を有償配布(住民負担額 1 台 1,200 円)。
- ・ 防災同報無線は、現在、市内に約 183 の屋外局があるが、家屋の高気密化により聞こえにくくなっている。そのため、屋内で聞けるラジオを配布した。ラジオには、音声のほか、赤色ランプもつけている。なお、平成 30 年までの予定で防災無線のデジタル化も検討している。



- ・ 防災メールの導入：情報伝達の多重化を目的に、携帯電話等の E メール機能を活用し、気象警報・地震津波情報等を配信するサービスを平成 24 年 9 月 3 日から開始した。
- ・ ※なお、この防災メールの他に、市が障害者向けに提供するメール、県が障害者向けに提供するメールもある。



- ・ さらに、観光地でもある海岸では、防災情報を電光掲示板で文字表示して提供している。



1.3 避難する経路

● 平常時からの移動の確保

- ・ リヤカー購入補助：災害時要援護者の避難及び支援する人の支援活動を容易にするため、各自主防災会にリヤカーの配備を呼びかけ、130台の追加配備を支援した。
- ・ リヤカーは資機材搬入用であるが、緊急時には人の搬送にも用いることが考えられる。



● 避難する方向等に関する多様な手段による情報提供、わかりやすい情報提供

- ・ 避難施設の進入口表示：休日・夜間での発災を想定し、住民がガラスを割って施設内に避難できるように、市内小・中学校などの公共施設の進入口に表示。夜間を考慮し、蓄光性のあるシートを採用。



● 夜間や停電時の対応

- ・ 避難路に非常照明灯を設置。通常はポールに設置しているが、着脱式であり、避難する場所における避難生活が始まった際には、非常用照明、充電器としても利用できる。



- ・ また、避難路は、蛍光塗料による夜間誘導を行っている。



● 避難する場所の確保（津波避難の場合）

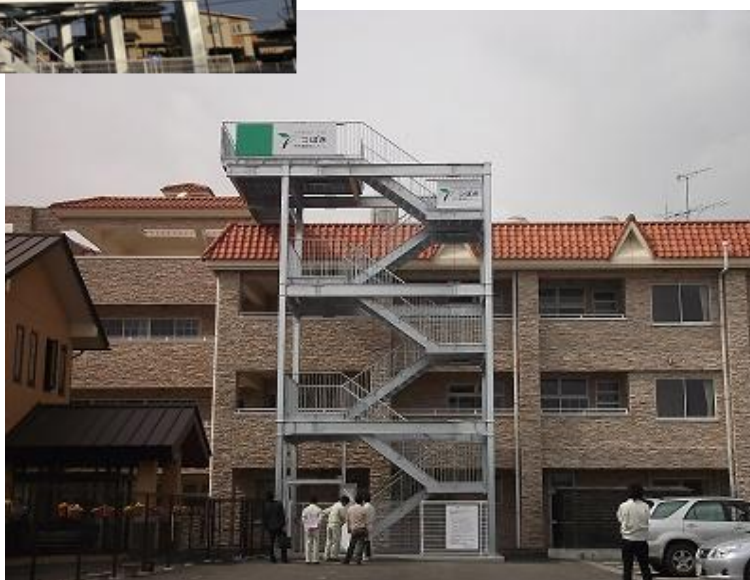
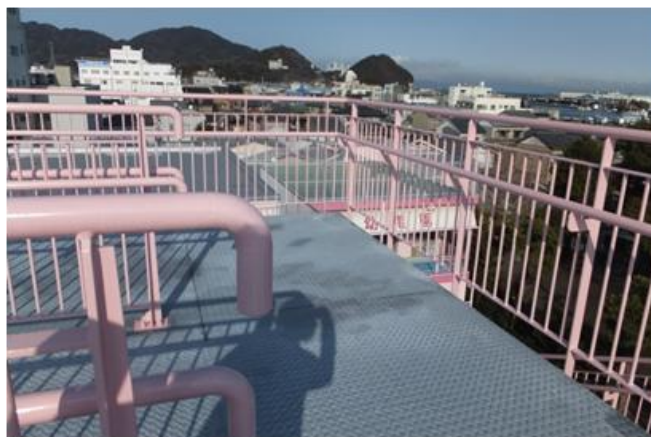
- ・ 津波避難タワーの建設を行っている。海拔5メートル未満の地域を対象に、5分以内での避難場所を確保するため、社会資本整備総合交付金（全国防災）の支援を受け、20基のタワー建設を計画。
- ・ うち、第1号が平成24年10月に完成。鉄骨造2層式で、避難フロアは海拔12メートルと14.8メートルの2層分を設定している。
- ・ このタワーでは、自力で歩くことができない方の両脇を支えて階段を昇ることができるように2.5メートルの階段幅員を確保している。また、階段の蹴上げ高さは16センチメートル以下に抑えている。



- ・ 民間ビルへの協力要請（市の補助制度の創設）：市内の鉄筋コンクリート造3階建以上の建物所有者に災害発生時における一時避難の受入を要請。平成25年3月31日現在、212施設の承諾を得ている。



- ・ 現存または新設する建物に市民が津波から避難するための施設を設置する所有者に、避難面積に応じた補助を行う制度を創設。これまで5事業者に合計4,186万円の補助金を交付している。
- ・ 市内中心部に位置する幼稚園では、屋上に新たに鉄骨の建屋をつくり津波避難を行うものとしている。この避難施設は、階段の蹴上げを低くするとともに、階段や屋上には園児に合わせた高さの手すりも設置するなどの工夫をしている。また、市内のスーパーで、自主的に津波避難タワーを整備しているところもある。



● 高所に昇ることを助けるための配慮（津波避難の場合）

- ・ 地区内に山が立地する地区住民の要望に応え、2ルート幅員の避難路を整備。階段整備にあわせ、非常照明灯や手すりを設置した。
- ・ そのうち、1ルート分の幅員はスロープ状に整備している。



- ・ 避難場所となる地域コミュニティ防災センター等 15 箇所の屋外階段等に、円滑な避難を目的に手すりを設置。津波からの避難場所となる施設 5 5 箇所に停電時でも点灯可能なソーラー発電式のLED照明灯を設置。避難生活時にも対応できるよう、移動可能な脱着式のものを採用した。



● 道路の閉塞等の対応（地震に伴う火災延焼避難の場合）

- ・ 焼津市は漁港から発展した市街地であり、津波の危険性の高い臨海部に密集市街地が広がっている。そのため、ブロック塀の撤去を補助している（焼津市ブロック塀等撤去補助金）。また、昭和56年5月以前に建築されたいわゆる旧耐震の建築物の耐震改修に補助をしている。なお、これらの対策は全市を対象としており、密集市街地には、別途、住宅・建築物耐震改修事業を実施し、老朽化した建築物の耐震改修及び建替を支援している。

焼津市ブロック塀等撤去補助金

焼津市では、緑のまちづくりを推進するとともに地震災害の防止に寄与するため、**倒壊・転倒の恐れがあるブロック塀等を撤去する方に対して補助金交付の事業を行っています。**



◎補助金の対象となるもの

- 1) ブロック塀、石垣、れんが塀等で、高さが60cmを超え、地震発生時に倒壊・転倒の危険性があるもの

×補助の対象としないもの

- 1) 過去に公共工事等に伴いブロック塀等の補償を受けているもの
- 2) 撤去前の全体がわかる写真がないもの
- 3) ブロック塀等の撤去後に申請したもの
- 4) 前面道路が建築基準法第42条第2項道路に該当し、後退線内にブロック塀が残る、又は、撤去後新たに後退線内へブロック塀等の工作物を新設するもの



木造住宅を耐震補強する場合は…

〈補助事業のながれ〉

①わが家の専門家診断



専門家による耐震診断

無料

※対象は、昭和56年5月以前に建築された木造住宅です。

住宅の規模等によりかかる費用が違います。ご不明な点は、お問い合わせください。



②補強計画の策定



補強方法、工事箇所の決定

補助額：上限 96,000円

住宅の耐震相談支援



専門家と市による耐震相談

無料

③耐震補強工事



補強工事の実施

（一般世帯）

補助額：上限 400,000円

（高齢者のみの世帯
障害を持つ方がいる世帯）

補助額：上限 600,000円

※高齢者等の世帯の詳細はお問い合わせください。

1.4 避難する場所

● 身近に避難する場所を確保

- ・ 隣接する静岡市とともに、東名高速道路の法面を一時避難場所として使用するための協定を中日本高速道路㈱と締結。沿線自治会で説明会を行うとともに、現地での避難訓練を実施している。円滑な避難を目的に、南京錠を交換し、沿線自治会役員等に進入口のカギを分散配置した。



- ・ また、焼津漁港（県管理の漁港）では、身近な避難のために、津波避難施設（築山）及びタワーを設置している。築山は螺旋状にスロープを取り付けている。なお、築山は現在、嵩上げ及び法面補強を行っている。



- 避難する場所のバリアフリー化

- ・ 防災広場の整備：訓練などの平常時の活用はもとより、災害発生時の一時避難・支援物資集積・仮設住宅建設など、防災面において活用できる広場の整備を進めている。



- 電源確保

- ・ 避難路、避難所に非常照明灯を設置。通常はポールに設置しているが、着脱式であり、避難する場所における避難生活が始まった際には、非常用照明、充電器としても利用できる。



1.5 その他

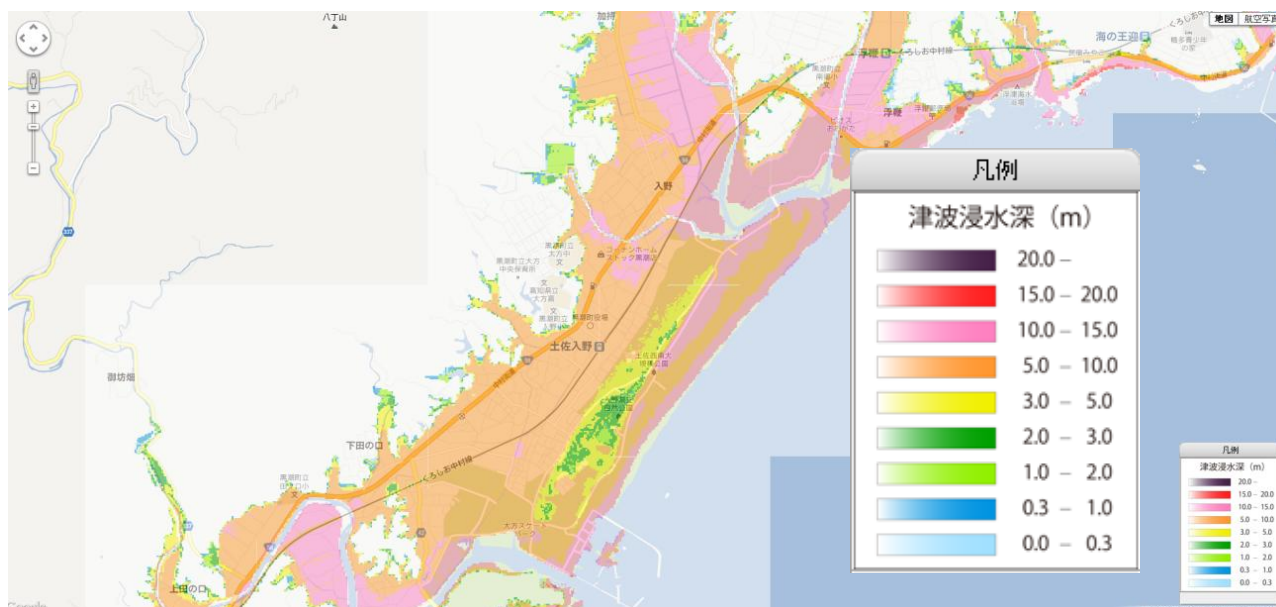
- ・ 想定外の避難を発生させないため、市内全域を対象として津波避難訓練を実施。5分以内での避難を意識した訓練を呼びかけ、今後も継続して実施していく。
- ・ なお、市の福祉部局サイドで、津波を除く災害を想定して、避難支援計画を作成している。これは、個人情報も入った個別カルテを含むものである。



2 黒潮町（高知県）の取り組み

○背景状況

- ・黒潮町は高知県南西部、太平洋に面して位置する人口約1万2千人の町である。
- ・平成24年3月31日、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が、震度分布・津波高（50メートルメッシュ）の推計結果等からなる第一次報告を行った。黒潮町は、最大津波高（満潮位・地殻変動考慮）が、シミュレーションされた中で全国最大の34.4メートルとされた。これは、住家等のない海岸の局所的な数値ではあったが、全町的に34.4メートルの津波が来るような印象をもつものもいたインパクトの有る数字であった。
- ・平成24年5月10日、高知県が、内閣府の第一次報告をもとに、震度分布・津波浸水予測を推計し公表。
- ・平成24年8月29日、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が、10メートルメッシュによる津波高及び浸水域等の推計結果等からなる第二次報告を発表。また、内閣府「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が被害想定(第一次報告)を発表。
- ・平成24年12月10日、高知県が、内閣府の第二次報告をもとに、最新の地形データや構造物データを反映した精緻な推計を行うことにより、震度分布・津波浸水予測を推計し公表。この浸水想定図では、町の中心部では、5メートルから10メートル、または、10メートルから15メートル程度であることがわかる。



黒潮町の浸水深（高知県南海地震被害想定結果閲覧ページ）

※出典：高知県版第2弾・南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測をもとにグーグルマップで表示

- ・黒潮町は、内閣府の想定発表以前から、避難場所や避難路の整備、避難訓練等の南海地震対策に取り組んできた。しかし、内閣府の想定により、従来の津波対策では、避難場所の高さや避難経路の安全性が不足することがわかってきた。
- ・全町で61の町内会を地区単位として、図上訓練、避難訓練等を行い、津波避難に対する課題と対策を抽出しとりまとめている。各地域の検討結果は黒潮町情報防災課にて「避難場所・避難路・避難経路見直しのチェックリスト」と地域の課題図としてカルテにとりまとめている。
- ・黒潮町は、この地区カルテに記載された課題の改善を図るため対策工事等を実施している。全町内に避難場所は約170箇所、避難路は約300箇所があり、単年度の整備は困難であることか

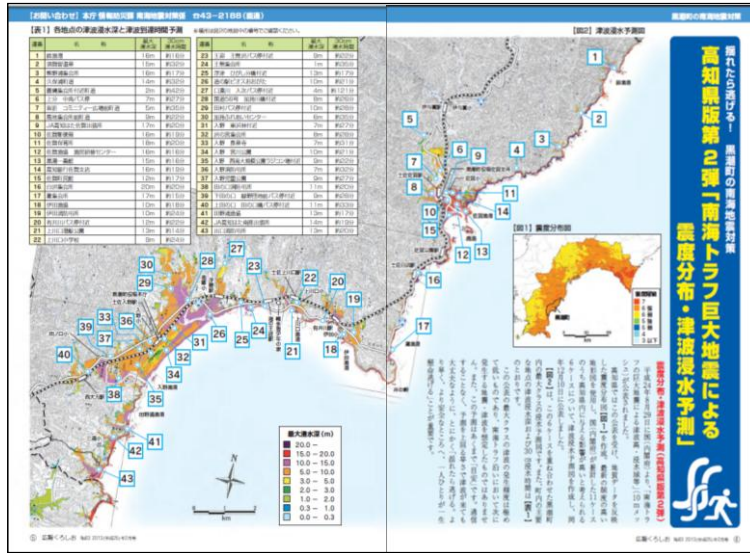
ら、所有者等の意向、整備密度や既存施設の老朽化状況等を勘案して、対策実施できるところから対策を実施している。これらの対策を平成28年度までに完了することを目標にしている。

表 1-2：黒潮町の取り組み事例

場面	高齢者、障害者の避難に関する課題	対応策(環境として備えておくべき事項)	
平常時における備え	避難する場所等に関する情報の利用が困難	広報、地区別懇談会の開催等により、平時から、避難先等に関する情報の提供を行っている。総合避難訓練を実施して、避難先等に関する認識を高めている。さらに、ホームページにより、避難場所リストや標高マップ等の情報を提供	
発災時又は発災のおそれが生じた時	災害情報に関する多様な手段による情報提供、わかりやすい情報提供	防災行政無線等により非常時又は災害時にリアルタイムな情報を地域住民に提供している。各家庭で受信できる告知端末を配布し、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連動するシステムを構築している。	
	垂直移動施設が使用できず危険な場所から脱出することが困難	—	
避難する経路	共通	平常時から移動が困難	新設している国道と高台に移転予定の新庁舎がつながることで、庁舎への円滑なアクセスが期待される。
		避難する場所の方向がわからない	・道路沿いに避難場所等のサインを掲示している。
		明るさが得られず周囲や路面の状況が確認できないことで移動が困難	・太陽光発電システム等を導入した照明や誘導灯を避難場所や避難路に設置している。
	津波避難	歩行速度が遅いため、津波到達までの短時間避難が困難	内閣府の想定発表以前から、避難場所や避難路の整備、避難訓練等に取り組んできた。しかし、内閣府の想定により、従来の津波対策では、避難場所の高さや避難経路の安全性が不足することがわかり、既存の津波避難タワー等に隣接して、さらに高い津波避難タワーの建設に着手しており、平成25年度内の完成を予定している。
		避難途中の急勾配配や階段を昇ることが困難	地域より津波避難タワーにゴンドラ設置の要望があるが、操作に事前知識が必要であったり、時間がかかる、或いは毎月点検が必要など不安要素がある。地域には要支援者には共助で対応していただくよう呼びかけている。
	地震に伴う火災延焼避難	液状化、陥没等による路面の段差によって移動が困難	—
道路上の障害物によって移動が困難		高知県の補助事業を受けて、ブロック塀の撤去、老朽建築物の耐震改修を実施	
避難する場所	長距離の歩行が困難で、遠方の避難する場所への到達が困難	沿岸部近郊の住宅地が立ち並ぶ地区から高台に移転予定の新庁舎に向けた避難路の新設を検討	
	避難する場所に入ることが困難、また、入った後に移動が困難	国道沿道では、道路管理者(国土交通省)が、斜面擁壁の管理通路として階段を設置し、避難路としている	
	避難する場所の環境が過ごしにくい	—	
	トイレが使えないという切実な問題	—	
	他の避難者が入手できている情報が入手できない	—	
	移動や情報の利用に必要な電源等が確保できない	—	
その他		毎年9月に町全体で総合防災訓練を実施している。地区によって、課題状況や毎年のテーマを踏まえた訓練を行っている。町内は高齢化率が高く、高齢者が参加した避難訓練を行っている。要援護者については、町独自に平成25年2月から、浸水区域にいる町民全員の戸別カルテを作成し、これを踏まえ緊急時・災害時の対応策を検討することとしている。	

2.1 平常時における事前の備え

- 避難する場所等に関する多様な手段による情報提供、わかりやすい情報提供
 - ・ 広報、地区別懇談会の開催等により、平常時から、避難先等に関する情報の提供を行っている。
 - ・ 高知県が作成した津波浸水予想についても広報に掲載し、町民への周知を図っている。この中には、町内の各所について、最大浸水深と浸水時間を示している他、身近な施設にどの程度の時間で津波が到達し、どの程度浸水するかが示されている。



津波浸水予想の公表 ※出典：広報くろしお（平成25年2月号）

- ・ また、毎年9月に実施している総合避難訓練を通じて避難先等に関する認識を高めている。黒潮町が運営するホームページにおいて、地区ごとに避難場所リストを掲載し、情報提供を図っている。
- ・ さらに、敷地単位の標高がわかるように航空写真に標高データを付けた「標高マップ」を作成し、地域に配布するとともにインターネットでも公開している。

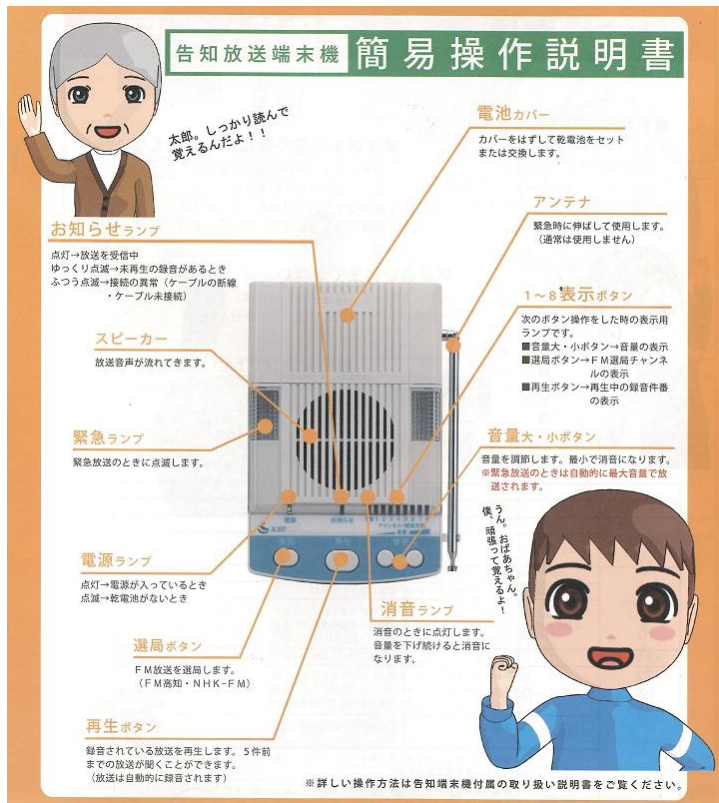


黒潮町標高マップ（一部）※出典：黒潮町ホームページ

2.2 発災時又は発災のおそれが生じた時

● 災害情報に関する多様な手段による情報提供、わかりやすい情報提供

- ・ 町防災行政無線、消防無線又は各地区のマイク放送、広報車等により非常時又は災害時にリアルタイムな情報を地域住民に伝達している。
- ・ マイク放送難聴地域、屋内在宅者に対しては、各家庭で受信できる告知放送端末機を配布し、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連動するシステムを構築している。



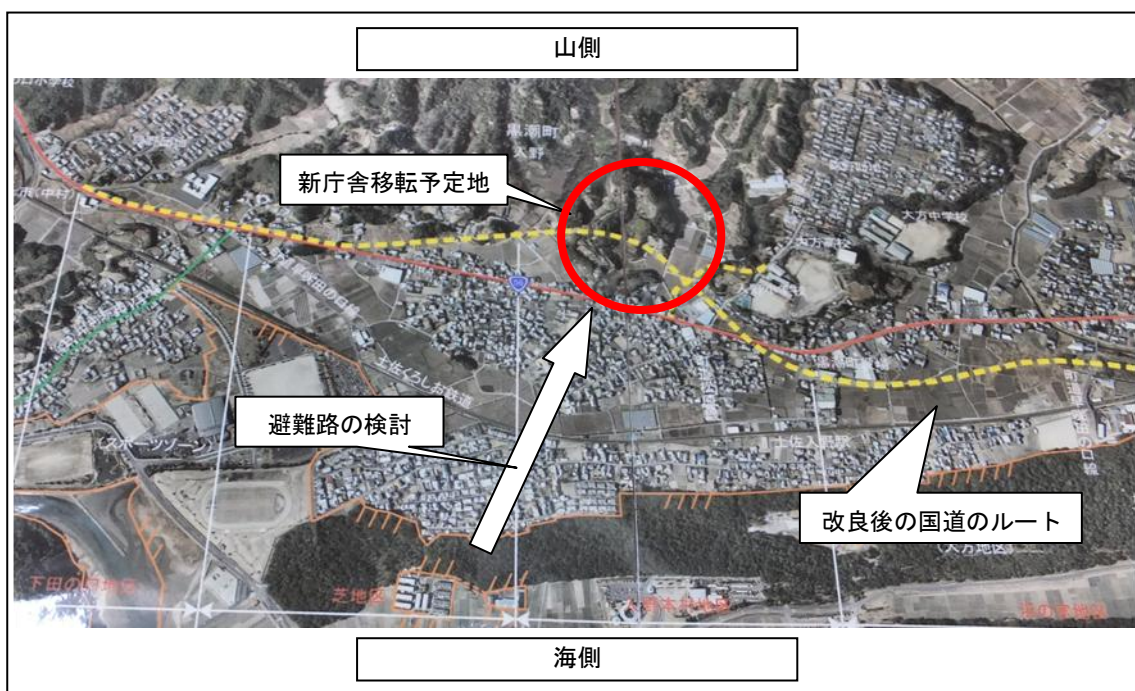
告知放送端末機

※出典：黒潮町提供資料

2.3 避難する経路

● 平常時からの移動の確保

- ・ 現在の町役場庁舎は津波浸水区域に位置しているため、浸水しない高台への庁舎の移転を検討している。
- ・ また、現在、国道56号の道路改良が行われているが、新設される国道をこの高台にすりつけ、マウント構造とするように国土交通省にお願いしている。これにより、庁舎への避難アクセスの向上と津波に対する二線堤的效果が期待される。
- ・ さらに、高台へ最も遠いとされ、津波避難タワーを設置している地区では、新設タワーが整備されても地区人口に対して避難面積が不足するため、休日や夜間時などで在宅の割合が高く、地区の総人口が避難できるよう、或いは、体の不自由な方、高齢者など車を使用しないと避難できない方に対し、庁舎移転する高台に向けた新設の避難路を検討している。
- ・ 避難路は片側1車線、歩道付きとし、緊急時には歩道にも車両が通行できるよう、フラットな構造で検討している。避難は徒歩が原則であるが、緊急時には、緊急車両や自動車避難が必要な者への対応も考える必要がある。このため、避難時のルールづくりなどが今後の課題とされる。



新設中の国道（黄色破線）と新庁舎の移転予定地

● 夜間や停電時の対応

- ・ 避難場所、避難経路等には太陽光発電システムを利用した照明や避難誘導灯を設置している。



● 避難する場所の確保（津波避難の場合）

- ・ 高台避難を基本としている。
- ・ 町内で最も高台から遠方にある地区では、従前から津波避難タワーを設置してきた。



既設の津波避難タワー、より高い新設のタワーが隣接して建つ予定

- ・ しかし、新たな浸水想定では、この津波避難タワーであっても、最上階が水没することとなった。また、高知県が作成した津波避難タワーのマニュアルでは、浸水深よりもさらに2 m、または、4 mの余裕高をとることが望ましいとされており、高さが不足していることが明らかになった。

- ・ このため、既存のタワーに隣接して、新規に、より高い津波避難タワーの建設を計画している。既存のタワーと新設のタワーは、連結するものとして検討している。避難面積は、既設のタワーが100平方メートル、新設のタワーが300平方メートルである。
- ・ 津波等に係る住民説明会では、避難タワーへの垂直移動が困難な方への対策としてゴンドラ等の設置の要望が出ている。しかし、ゴンドラ等の操作には専門的な知識が必要とされ、また、ゴンドラを使って移動するよりも共助による移動の方が迅速かつ多くの方に対応できることから、マンパワーによる支援を町としては検討している。
- ・ 高知県は津波避難タワーの計画・設計のためのマニュアル（津波避難タワー設計のための手引き）を整備している。このマニュアルでは、階段の幅員や高さ等について、建築基準法令から小学校の基準を準用するなど、構造面の基準以外も設けている。
- ・ なお、高知県では、このマニュアル作成にあたっては、基本的なスタンスとして、現行の法令から適切な基準を準用するものとしており、基準を高くし過ぎることで整備の支障にならないようにしている。（高知県庁ヒアリングにて）

③ 階段

一般的には、子どもや高齢者は緩い勾配の方が利用しやすく、中学生以上になってくると、ある程度けあげ寸法が大きい方が使いやすい。
このように、利用者に応じて、利用しやすい勾配が異なるものの、子どもや高齢者に対する配慮が特に必要なことから、下記に示す「小学校児童用」の値を基準として、地域の状況に応じ、勾配、幅員を検討する。

（建築基準法）

階段の種類	幅 (cm)	けあげ (cm)	踏面 (cm)	踊場 位置
1 小学校児童用	140 以上	16 以下	26 以上	高さ3m 以内
2 中学校以上の生徒用 集会場、物販店等	140 以上	18 以下	26 以上	高さ3m 以内
3 1～2以外の階段	75 以上	22 以下	21 以上	高さ4m 以内

※3の値は、建築基準法による制限値

※出典：「津波避難タワー設計のための手引き」（高知県）（抜粋）

（津波避難の場合） 公共施設を活用した津波避難タワー

- ・ 海岸に沿った県立入野県立自然公園には、階段上の屋根をもった黒潮町立大方図書館及び文学館（大方あかつき館）がある。
- ・ 大方あかつき館の屋上は、標高16.5メートルを有しており、新たな浸水想定でも浸水しないこととなっているが、付近の住民や砂浜の観光客を収容できる広さはない。従来より付近の住民はここを避難場所としてきており、避難場所をかえたくないという意向もあったため、既存施設に隣接して津波避難タワーを整備し、屋上からタワーに移動できるように検討している。
- ・ なお、この施設には、地盤面から屋上に至るスロープ状の傾斜があり、これをうまく利用することで、屋上までの到達の可能性が高まる。



黒潮町立大方図書館（大方あかつき館）階段状の野外劇場



黒潮町立大方図書館（大方あかつき館）の傾斜路

● 高所に昇ることを助けるための配慮（津波避難の場合）

- ・ 高台に至る避難路は、斜面の草を分けたようなものが多かったが、これを拡幅・舗装し、スロープ、階段、手すり、誘導灯を設置している。
- ・ 避難場所や避難路は、地区の意向に基づいて整備していることもあり、用地買収をせずに、土地所有者から土地の無償使用貸借を受けて、町が整備している。



黒潮町が整備した避難路。幅180センチメートル、蹴上20センチメートル

※出典：下2点は黒潮町資料

- ・ また、町から地区に資材を提供し、地区が自ら工事をする場合もある。



地区（町会）が整備した避難路 滑りにくくするよう箒目が入っている

- ・ さらに、国道の沿道では、道路管理者である国土交通省が、斜面擁壁の管理通路として階段や手すり、非常用照明を設置し、これを避難路として位置づけているものもある。



道路管理者が設置した管理通路を避難路として位置づけたもの

● 道路の閉塞等の対応（地震に伴う火災延焼避難の場合）

- ・ 高知県の補助事業を受けて、道路に面し、倒壊の危険性が高いブロック塀の撤去をはじめ、老朽建築物の耐震改修を支援している。

高知県では、平成 24 年度より危険なコンクリート
ブロック塀等の安全対策の支援を開始します！

要件

- 緊急輸送路又は避難路に面している危険性の高いコンクリートブロック塀等の安全対策を行うもの
- 高知県に登録した工務店又は建築業者が実施するもの

補助金額 **20万円を上限**
(市町村が国、県の支援を受けて補助をします。)

危険なブロック塀を
撤去したり、安全な
フェンスや生け垣に
かえるのじゃ。

トランプ博士

※出典：高知県資料

2.4 避難する場所

● 身近に避難する場所を確保

【校舎と裏山を連結した避難路整備】

- ・ 黒潮町の中には、海、集落、小学校、裏山、という順序で並んでいる地区があり、学校側としては、校舎から直接裏山に避難できる避難路があると有効であると考えられていた。
- ・ 黒潮町立伊田小学校では、校舎の3階まで階段で上り、さらに、バルコニーから裏山に避難する避難路を整備した。教育施設としての行政財産ではなく防災施設として整備し、その避難路の管理（鍵の開閉）は学校側が担っている。
- ・ これにより、校舎内の幅広で緩やかな階段を通り、学校の裏山に避難することが可能になった。



校舎から裏山に避難できる避難路

※出典：下2点は黒潮町資料

● 避難する場所のバリアフリー化

- ・ 体育館前に仮設のスロープ等を設置することで、一時的な段差解消に取り組んでいるところもある。



2.5 その他

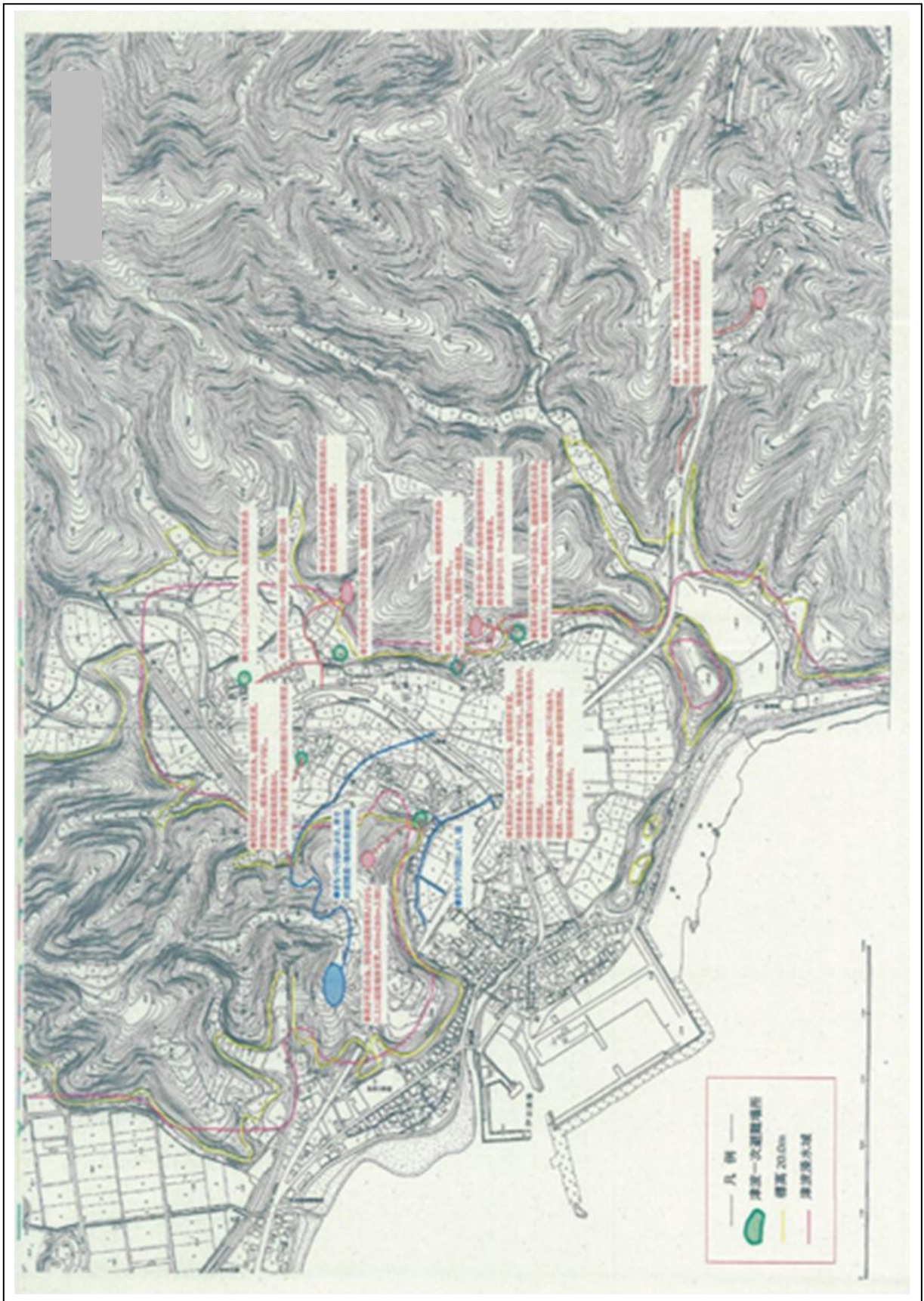
- ・ 黒潮町では、毎年9月に総合防災訓練を実施している。町全体で訓練をしているが、地区によって、課題状況や毎年のテーマを踏まえた訓練を行っている。平成24年5月には、地域で独自の避難訓練として夜間訓練を実施した地区もある。
- ・ 黒潮町内は高齢化率が高く、高齢者が参加した避難訓練を行っている。
- ・ 障害者については、地区により参加の状況は異なっている。
- ・ 要援護者については、手上げ方式をとってきているが、本当に支援を要する方が登録されていないなどの一般的によく聞かれるようなことも考えられる。
- ・ そのため、黒潮町では、独自に、平成25年2月から、浸水区域にいる町民全員の戸別カルテを作成することとしている。この戸別カルテは、地区をさらに数軒で構成される班単位にわけワークショップにより作成することを考えている。

避難場所・避難路・避難経路見直しのチェックリスト

(地区名: ●● 避難場所名: ●●)

種別	確認項目	チェックリスト	
避難場所	安全性	・津波浸水域外又は津波浸水深以上か【安全度A】	
		・標高20m以上か【安全度B】	高さ不足(12.8m)
		・山崩れ(山地の場合)や倒壊(建物の場合)などの危険性がないか	
		・住家連担地から海側、河川側ではないか	海側・河川側ではない
	到達可能性	・到達時間、距離は適当か(想定されている津波到達時間内で避難可能か) 1.0m/秒・・・600m/10分(老人自由歩行、群衆歩行) 0.5m/秒・・・300m/10分(身体障害者、乳幼児等)	
	居住性	・避難場所としての広さは適当か(避難想定人数に見合った広さが確保されているか)【目安:1.0m ² /人】	
		・建物があるか	防災倉庫有
	誘導性	・夜間照明があるか(ソーラー電源が望ましい)	照明なし
	その他	・避難場所は高さが不足しているため、見直しが必要。そこから上へ高い場所は有る。 ・経路は道幅が狭く、高齢者や夜間の避難は困難。 ・防災倉庫は高い場所へ変更必要。・場所は国交省の所有地、セメント舗装有。	

種別	確認項目	チェックリスト	
避難路 避難経路	安全性	・海岸沿いや河川沿いなど危険な経路となっていないか	海や河川沿いではないが道そのものが危険
		・山崩れや建物・塀などの倒壊の可能性はないか	山道なので山の崩壊があれば通行不可
		・経路中の橋梁等構造物の耐震性は問題ないか	
		・段差や滑り易い箇所、舗装はされているか	舗装有
		・立木・枝葉などの障害物はないか	無
		・勾配が急でないか	急勾配
		・手すりは設置されているか	有
	到達可能性	・避難場所までの避難路整備はできているか	
		・避難路幅員は確保されているか(概ね1.5m以上が望ましい) ・日々の生活で道線として使いなれている経路か	幅員0.9m(一番狭い所) 生活道ではない
	誘導性	・誘導灯は整備されているか(ソーラー電源が望ましい)	無
その他	・入り口付近は、国交省が整備予定。 ・セメント舗装有るが、滑りやすく危険。 ・旧●●さんの墓地に防災倉庫を置く。(●●さんが提供するとの意思表示あり。)		



地区カルテ（図面）

3 仙台市（宮城県）の取り組み

表 1-3：仙台市の取り組み事例

場面	高齢者、障害者の避難に関する課題	対応策（環境として備えておくべき事項）
平常時における備え	避難する場所等に関する情報の利用が困難	市のホームページに、指定避難所、地域避難所、広域避難所、福祉避難所の一覧が掲載されており、ホームページには「読み上げ」機能、「文字の拡大」機能が備えられている。
発災時又は発災のおそれが生じた時	災害情報に関する多様な手段による情報提供、わかりやすい情報提供	登録制の防災メールやエリアメールによる文字情報の配信を実施しているほか、津波浸水想定エリアでは津波情報伝達システム（音声）を配置している。
	垂直移動施設が使用できず危険な場所から脱出することが困難	—
避難する経路	共通	
	平常時から移動が困難	通常のバリアフリー化の取り組みにおいて、幅員2m以上の歩道への視覚障害者誘導用ブロックの敷設を実施している。
	避難する場所の方向がわからない	—
	明るさが得られず周囲や路面の状況が確認できないことで移動が困難	—
津波避難	歩行速度が遅いため、津波到達までの短時間避難が困難	津波避難エリアにおいて、シミュレーションを実施し、避難所、避難場所に関する計画を策定中。避難施設の配置において、市有地等10カ所への避難タワー、市施設への外階段の設置について検討中。速度の異なる避難者の通行を考慮した津波避難道路の歩道幅員を検討中。
	避難途中の急勾配や階段を昇ることが困難	仙台東部道路への法面に避難階段（幅員2m、手すり付き）を設置し、道路面の高さまで避難しやすいように配慮。（NEXCO 東日本）
地震に伴う火災延焼避難	液状化、陥没等による路面の段差によって移動が困難	—
	道路上の障害物によって移動が困難	災害時の避難路の確保を目的として、道路に面し、倒壊の危険性が高いブロック塀の除却を進めている。
避難する場所	長距離の歩行が困難で、遠方の避難する場所への到達が困難	指定避難所（市立学校）以外に、地理的条件によって指定避難所への避難が困難な地域等における市有施設（市民センター等）の補助避難所としての活用や自主運営を基本とする集会所等の活用について、地域との事前協議等を通じて検討中。
	避難する場所に入ることが困難、また、入った後に移動が困難	「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく取り組みとして、学校施設の計画的なバリアフリー化を実施。「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」に適合した公共施設（市民センター等）を避難場所として拡充していくことを検討中。
	避難する場所の環境が過ごしにくい	避難所運営マニュアル（現在見直し中）に明記し、別室や別施設の確保など、支援を要する人のためのスペース確保するよう努めている。
	トイレが使えないという切実な問題	仮設トイレは、震災後に身体障害者用を3基（震災前は1基）に増やして備えている。指定避難所にカセットガス式ポータブル発電機を配備。
	他の避難者が入手できている情報が入手できない	指定避難所にテレビを配備し、音声、文字放送等による情報提供に努めている。
	移動や情報の利用に必要な電源等が確保できない	指定避難所にカセットガス式ポータブル発電機を配備。
その他		平成24年度の防災訓練は、障害者団体が自主的に参加。平成25年度訓練を計画する上で、要援護者が参加できるような仕組みを検討する。

3.1 平常時における事前の備え

- 避難する場所等に関する多様な手段による情報提供、わかりやすい情報提供
 - ・ 仙台市のホームページに福祉避難所を含む避難所の一覧が掲載されている。
 - ・ ホームページには「読み上げ」機能、「文字の拡大」機能が備えられている。
 - ・ 避難所の所在地の他、面積や収容可能人数に関する情報が提供されている。

社: 仙台市のホームページへようこそ

「読み上げ」 文字の大きさ 標準 大きく さらに大きく

POWERED BY YAHOO! 検索

仙台市 SENDAI CITY

市民向け情報 観光情報 事業者向け情報

ともに、前へ 仙台 東日本大震災に関する情報はこちらをクリックしてください

トップページ > 暮らしの安全・安心 > 消防・防災・災害対策 > 災害に備えて > 避難所はどこ？

暮らしの安全・安心

避難所はどこ？

仙台市は、次のような避難所を整備しています。お住まいの近くの避難所や避難経路を確認しておきましょう。なお、仙台市では「○○地区の方は○○避難所」というような、地域的な割りふりは行っていませんので、各家庭においてあらかじめこの避難所に避難するか確認するようお願いいたします。

名称	説明
指定避難所	避難のための広場と建物を備えた施設で、市立の小学校、中学校、高等学校が指定されています。
地域避難場所	指定避難所の確保がむずかしい地域の一時的な避難広場で、比較的大きい公園などが指定されています。
広域避難場所	火災の広がりにより指定避難所などにとどまることができないような場合の避難広場で、面積の大きな公園などが指定されています。
福祉避難所	指定避難所での生活が困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者を受け入れるために開設する二次的避難所です。

避難所・避難場所リスト

リストにある避難所・避難場所の名称をクリックすると「せんだい暮らしのマップ」へリンクします。(別ウインドウで開きます) 地図が表示されるまでに時間がかかる場合がありますが、ご了承ください。

避難所・避難場所リスト

リストにある避難所・避難場所の名称をクリックすると「せんだい暮らしのマップ」へリンクします。(別ウインドウで開きます) 地図が表示されるまでに時間がかかる場合がありますが、ご了承ください。

指定避難所

青葉区

宮城野区 | 若林区 | 太白区 | 泉区

NO	名称	所在地	避難場所 面積 (平方 メートル)	収容可能人員 (人)	
				避難 場所	避難 施設
1	桜丘小学校	桜ヶ丘8-1-1	14,027	7,000	723
2	中山中学校	中山6-16-1	11,383	5,600	898
3	中山小学校	中山1-6-1	9,851	4,900	890
4	北仙台中学校	東勝山2-31-1	14,449	7,200	852
5	台原小学校	台原5-16-1	8,980	4,400	1,070
6	旭丘小学校	旭ヶ丘3-27-1	7,409	3,700	787
7	荒巻小学校	荒巻神明町21-1	7,324	3,600	797
8	国見小学校	国見2-16-1	5,407	2,700	991

3.2 発災時又は発災のおそれが生じた時

● 災害情報に関する多様な手段による情報提供、わかりやすい情報提供

- ・ 登録制の防災メールやエリアメールによる文字情報の配信を実施しているほか、津波浸水想定エリアでは津波情報伝達システムにより音声伝達などを行っている。
- ・ 津波情報伝達システムとは、津波避難エリア内にスピーカーを設置し、音声（遠隔操作）にて避難の呼びかけなどを行うもの。震災以前より配備されており、一部失われたものの復旧、増設を行っている。音声で伝えることで視覚障害者の方も情報を入手できる。聴覚障害の方に関しては、災害時要援護者の避難支援の取り組み（登録制にて名簿を作成、町内会、民生委員等が情報把握、地域にて支援）の中で対応する取り組みを推進している。

【杜の都防災メールについて（※仙台市ホームページより）】

- ・ 「杜の都防災メール」で配信される情報 消防情報
- ・ 日常、市内で発生する火災、救助、自然災害等で、消防車両が出場する災害等の情報。（情報区分）
- ◇ 避難情報：災害による避難準備、避難勧告及び避難指示。
- ◇ 気象情報：仙台市東部、仙台市西部に発表される気象警報（暴風、暴風雪、波浪、高潮、大雨、洪水、大雪）
- ◇ 地震情報：城県内で震度3以上の地震が発生した場合の震度情報。
- ◇ 津波予報：宮城県沿岸に発表された津波注意報、津波警報（津波・大津波）。
- ◇ その他の災害情報：その他、災害に関する情報。

4.メール配信イメージ

消防情報	気象情報	地震情報
<p>to:〇〇〇〇 sub:杜の都防災メール 消防情報</p> <hr/> <p>杜の都防災メール 消防情報</p> <p>▼発表内容 〇月〇日〇時〇分頃 宮城野区木町通二丁目目で災害危険排除等のため消防車両が出動しています。</p> <p>情報はこちらでもご確認できます。 http://sendaicity.bosai.info/****</p>	<p>to:〇〇〇〇 sub:杜の都防災メール 警報注意報</p> <hr/> <p>杜の都防災メール 警報注意報</p> <p>〇年〇月〇日 〇時〇分頃 警報注意報が発表されました <宮城県 東部仙台> 暴風警報 <宮城県 西部仙台> 暴風警報</p> <p>詳しい情報は、こちらから確認してください。 http://sendaicity.bosai.info/****</p>	<p>to:〇〇〇〇 sub:杜の都防災メール 震度情報</p> <hr/> <p>杜の都防災メール 震度情報</p> <p>〇年〇月〇日〇時〇分頃 宮城県北部で震度5強の地震を観測しました。 宮城県南部で震度5強の地震を観測しました。 ▼震源地 宮城県沖 ▼各地の震度 【震度5強】 仙台青葉区、仙台宮城野区、仙台若林区、仙台太白区、仙台泉区、大船渡市、陸前高田市、一関市、奥州市、気仙沼市、南三陸町</p> <p>詳しい情報は、こちらから確認してください。 http://sendaicity.bosai.info/****</p>

● 高所に昇ることを助けるための配慮（津波避難の場合）

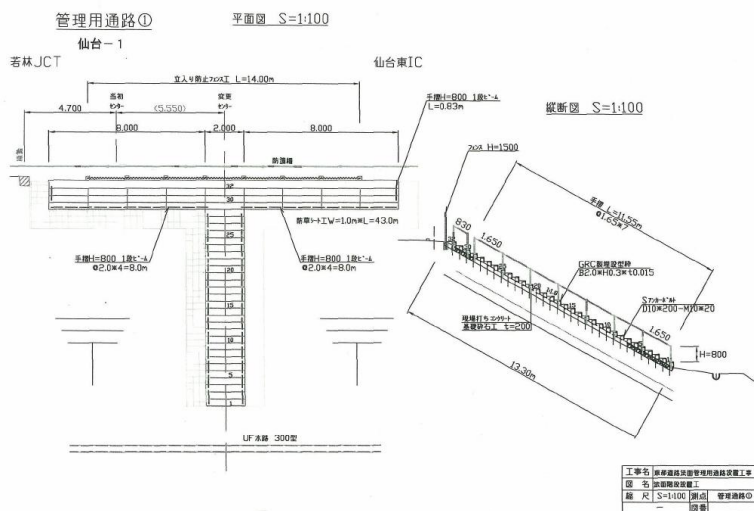
【NEXCO 東日本における仙台東部道路の法面への避難階段の設置】

①設置数、位置

- ・ 設置数は、仙台市（5）、名取市（3）、岩沼市（3）、亶理（2）の13か所が整備済。提案済等が亶理（2）となっている。
- ・ 設置場所は、実際の津波時に住民が駆けあがったところに設置している。把握している数字では230人が避難したとなっているが、実際には千人以上が避難したという。
- ・ 次にいつ津波がくるかわからないということで、地元からの要望もあり、H23.5に仮設の階段を設置した。草が踏みしだかれたところに設置したが、その後草などが生えてきたこともあり、コンクリートの階段を設置した。
- ・ 設置にあたっては、公共団体との協議を行い、自治会などとの調整を行った。
- ・ 避難階段の管理については、草刈りや点検など軽微なものは自治体を実施することになっており、門扉の鍵は自治体によって異なるが、自治会などが管理している。

②階段の構造等

- ・ 階段幅員は2m、けあげ20cm、踏面36cm、手すり高さ80cm。階段幅員2mは階段の構造体であるコンクリート板の幅が2mであることに起因している。
- ・ 法面は1:1.8（高さ：底面）で設計されており、階段もこの法面に沿って設置されている。（下の図面では、高さは約6.4m）
- ・ 階段を上った突き当りにはフェンスを設置している。これは気が動転して駆け上がった人がそのまま高速道路に飛び出すことがないようにとの措置である。
- ・ 階段を上った上部から3段を避難場所として横に展開している。基本形は図面のようなT字型であり、2m×4=8mを左右に展開しているが、地形的な制約などでL字型のものもある。
- ・ サインは、NEXCO 東日本で設置している。
- ・ 夜間の照明の配慮は特に行っていない。
- ・ スロープ化の予定はない。南三陸道ではスロープが検討されていると聞いている。
- ・ 法面であれば、物理的にはどこでも設置は可能。橋脚になっているところは難しい。



③仙台東部道路の避難階段（仙台市内）

○仙台東部道路・常磐道 津波一時避難場所

H24.3.13現在



○仙台1

- ・ 法面の手前に水路があり、橋がある場所の前に出入り口が設けられ、サイン表示がある。
- ・ 入口は施錠されている。



○仙台3

- ・ 十字路の近くに設置されており、L字型である。
- ・ 復旧工事等が完了するとフェンスが設置され、他の場所と同じように施錠される。



○仙台4 サイン表示

- ・ 避難階段の方向を示すサインが離れた場所に設置されている。



● 道路閉塞等の対応（地震に伴う火災延焼避難の場合）

- ・ 仙台市都市整備局住環境部住環境整備課（都市整備局住環境部住環境整備課）にて、災害時における人身事故の防止を図るとともに、避難路を確保し、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的として、道路に面し倒壊の危険性が高いブロック塀の除却を進めている。

【ブロック塀等除却助成事業】

- ・ 事業の趣旨は、「災害時における人身事故の防止を図るとともに、避難路を確保し、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的として、道路に面し倒壊の危険性が高いブロック塀等の所有者等が行う除却に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する」もの。
- ・ 対象となるブロック塀は「①：調査により著しいひび割れ又は傾きが認められ、特に危険な状態にあるもの」、「②：①の他に、道路に沿って設けられているもので、倒壊等の危険性により除却が必要と市長が認めるもの」である。
- ・ 本制度の背景には、平成 7 年の阪神淡路大震災があり、昭和 53 年の宮城沖地震ではブロック塀の倒壊によってお年寄りや子どもたちが亡くなった（新聞記事入手）ということから、平成 8 年度から通学路を始めとする道路のブロック塀（調査塀数 47,449）について目視調査を行い、特に危険なブロック塀（595）を指定した。翌年の平成 9 年より「ブロック塀等除却助成事業」が始まった。（調査は継続中であった。）
- ・ 補助金の額は、除却するブロック塀等の面積(m²)に 4,000 円を乗じて得る額とし、補助対象工事 1 件につき 150,000 円を上限としている。

	[平成23年度までの現況]			(平成24年3月31日現在)			
調査区	全 市	青 葉 区	宮城野区	若 林 区	太 白 区	泉 区	
調査塀数	47,449	11,574	6,880	4,232	11,194	13,569	
特に危険なブロック塀	595	150	99	88	192	66	
除却・改修件数	520	136	97	72	158	57	
(補助金交付件数)	(423)	(80)	(95)	(55)	(108)	(85)	
残物件数	75	14	2	16	34	9	

※「補助金交付件数」には、再調査により「特に危険なブロック塀」に追加した212件を含む。

- ・ 震災後に「住宅の解体、撤去」と「ブロック塀の解体、撤去」に関する全額公費負担の助成が実施された（現在は終了している）。この時、助成対象となったのが 1,794 件、清算払いの対象となったのが 3,694 件と聞いている（合計すると 5,488 件）。
- ・ 別途「生垣づくり助成金」があるが、こちらは生垣を植栽するために除去するブロック塀を対象としており、老朽化や危険度は問わない。

3.4 避難する場所

● 身近に避難する場所を確保

- ・ 発災直後から避難することのできる避難施設を「指定避難所」として、市立学校を指定している。
- ・ 地理的条件により市立学校への避難が困難な地域等については、市民センター等の市有施設を指定避難所と同様の扱いとすることとしているが、事前協議等を踏まえて、地域の意見を伺いながら検討する。
- ・ 市民センター等については、指定避難所を補完する「補助避難所」と位置付け、指定避難所の被害状況や避難状況等から必要と判断される場合に避難所として活用することとしている。
- ・ 今後各地域で、地域（連合町内会等）、行政、施設による事前の協議を行い、指定避難所の運営を中心に、市民センター等の補助避難所の活用方法や開設方法についても、地域毎に具体的に検討していくこととしている。
- ・ 集会所等の施設については、災害時に市が個別に直接支援を行うことは難しく、市の管理下に置けないため、活用を希望する地域が事前の備蓄や災害時の運営を自主的に行うことを前提としている。避難が長期化した場合などは、指定避難所を介して物資の公的支援を実施することとしているが、指定避難所を中心とした地域内での協力体制がとれていることが前提となるため、先述の事前協議により十分協議することとしている。
- ・ 避難所運営マニュアルは見直し中であり、3月に策定される予定である。

● 避難する場所の環境整備

- ・ 学校施設のバリアフリー化に関しては、平成7年に制定された人にやさしいまちづくり条例に基づき、10年間の計画の中で進められてきたものであり、平成17年までに現在のようなバリアフリー化となっている。
- ・ 別室や別施設の確保など、支援を要する人のための専用スペースや、大空間の中でも環境のよい場所を確保するよう努めるなど、避難所運営マニュアルに明記している。

	バリアフリー化等された施設数	管理施設数
指定避難所（※1）校舎	185	195
指定避難所（※1）体育館	143	195
要援護者への配慮	190	195
女性への配慮	191	195
多目的トイレ 校舎	185	195
多目的トイレ 体育館	46	195

※1 市立小中高等学校

- **トイレの整備**

- ・ トイレのバリアフリー化に関しては、校舎はほぼ 100%終わっているが、体育館は今後の改修にあわせた対応となる。体育館の段差解消に関しては、投票所となる関係から、トイレよりも重視して進められている。
- ・ 仮設トイレについて、震災前は、各避難所に和式 4 基・身体障害者用（洋式） 1 基計 5 基配備していたが、震災後は、身体障害者用 3 基・和式 2 基に変更して配備中である。

- **避難生活に関する多様な手段による情報提供、わかりやすい情報提供**

- ・ 指定避難所にテレビを配備し、音声・文字放送等による情報提供に努めている。

- **電源確保**

- ・ 指定避難所にカセットガス式ポータブル発電機を配備済み。
- ・ ガソリン式に比べてメンテナンスフリーであり、キャリアバック型で移動性も高い。カセットボンベ一本では 1 時間程度しか持たないというデメリットがあるが、備蓄量の上限はないこと、いざという時に家庭の備蓄も活用可能であることもメリットである。今年度配備を行った。

3.5 その他

- ・ 町会単位を目安として自主防災組織が組織されており、約 97%の組織率となっている。自主防災組織に地域の消防署が協力し、避難訓練を実施したり、講話を開催するなど、災害予防に関する取り組みは以前から盛んに実施されている。
- ・ 平成 24 年度の防災訓練は、障害者団体が自主的に参加。平成 25 年度訓練を計画する上で、要援護者が参加できるような仕組みを検討する。

4 板橋区（東京都）の取り組み

表 1-4：板橋区の取り組み事例

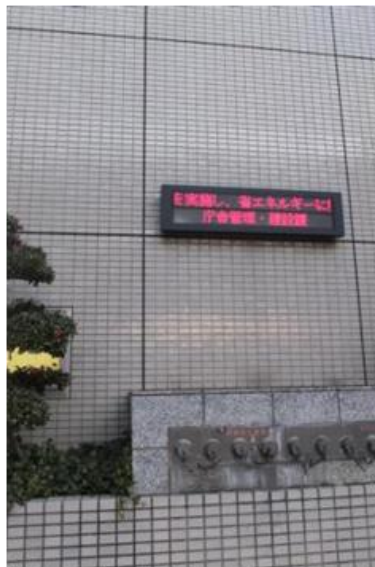
場面	高齢者、障害者の避難に関する課題	対応策（環境として備えておくべき事項）	
平常時における備え	避難する場所等に関する情報の利用が困難	広報いたばしについて、点字版、音声版を作成し、希望する人に情報提供を実施。	
発災時又は発災のおそれが生じた時	災害情報に関する多様な手段による情報提供、わかりやすい情報提供	庁舎の正面玄関近く(屋外)に、電光表示があり、災害情報と連動するようになっている。 全小中学校の職員室に防災無線を設置。	
	垂直移動施設が使用できず危険な場所から脱出することが困難	—	
避難する経路	共通	平常時から移動が困難	「板橋区バリアフリー推進条例」に基づく「バリアフリー総合計画」によってバリアフリー化の取り組みを進めている。
		避難する場所の方向がわからない	街灯消火栓や避難所(学校)に掲示している。区の掲示板(区内6千か所程度)に避難場所に関する情報が入手可能なQRコードをつけている。
		明るさが得られず周囲や路面の状況が確認できないことで移動が困難	—
	津波避難	歩行速度が遅いため、津波到達までの短時間避難が困難	—
		避難途中の急勾配や階段を昇ることが困難	—
	地震に伴う火災延焼避難	液状化、陥没等による路面の段差によって移動が困難	—
		道路上の障害物によって移動が困難	土木部によるパトロールにより路上の看板等への指導、撤去を定期的実施
	避難する場所	長距離の歩行が困難で、遠方の避難する場所への到達が困難	—
避難する場所に入ることが困難、また、入った後に移動が困難		改築・大規模改修にあわせてバリアフリー化を計画的に実施している。	
避難する場所の環境が過ごしにくい		段ボールの間仕切り壁を、区全体の備蓄倉庫にまとめて備蓄。現在策定中の避難所運営マニュアル及び福祉避難所運営マニュアルにおいて要援護者には必要な支援等について個別に対応することを明記。	
トイレが使えないという切実な問題		バリアフリー総合計画に基づき、小中学校の改築時等を活用して順次多目的トイレの整備、トイレの洋式化を進めている。避難所に配備されている仮設トイレについて、車いすでも利用できるバリアフリー対応のマンホールトイレの整備を進めている。(各校 3~4 か所)	
他の避難者が入手できている情報が入手できない		全避難所(備蓄倉庫)に簡易筆談器を配備予定。	
移動や情報の利用に必要な電源等が確保できない		発電機を配備済。深井戸用の自家発電を4中学校、2小学校に設置。	
その他		条例に基づく総合計画において「障がい者理解促進事業」が位置付けられており、NPO法人が、小中学校(総合学習等)にて、障害者の講話や障害の体験、介助の方法などを学ぶ体験学習の出前講座を行っている。また、要援護者の避難支援を含む「中学生と地域住民による防災訓練」を実施している。	

4.1 平常時における事前の備え

- 避難する場所等に関する多様な手段による情報提供、わかりやすい情報提供
 - ・ ハザードマップについて、点字版は作成していない。広報いたばしについては点字版、音声版を作成し、希望する人に情報提供している。
 - ・ バリアフリーマップを作成、発行（H22.11 障がい者福祉課）しているが、避難先に関する情報は含めていない。

4.2 発災時又は発災のおそれが生じた時

- 災害情報に関する多様な手段による情報提供、わかりやすい情報提供
 - ・ 庁舎の正面玄関近く（屋外）に、電光表示があり、災害情報と連動するようにしている。



- 垂直移動の確保
 - ・ 民間のマンションからの問い合わせがあり、機器に関する情報を提供している。

4.3 避難する経路

- 平常時からの移動の確保

- ・ 移動円滑化経路については、基準に基づく整備を実施している。
- ・ 板橋区では、平成14年「板橋区バリアフリー推進条例」に基づくバリアフリー総合計画（平成15年度～平成27年度）によってバリアフリー化の取り組みを進めており、現在後期（平成23年度～平成27年度）の2カ年目にあたる。

- 避難する方向等に関する多様な手段による情報提供、わかりやすい情報提供

- ・ 広域避難所に関するサインの設置を行っている。
- ・ 街灯や消火栓、避難所（学校）などに掲示している。
- ・ 区の掲示板（区内6千か所程度）に避難場所に関するQRコードをつけてあり、情報が入手できるようにしてある。

板橋区防災情報サイト用QRコード



板橋区防災情報サイト URL <http://www.bousai-mail.jp/itabashi/>

- 道路閉塞等の対応（地震に伴う火災延焼避難の場合）

- ・ 防災条例に「看板等の落下防止に努める」との規定がある。
- ・ 土木部によるパトロールにより路上の看板等への指導、撤去を定期的実施している。

4.4 避難する場所

● 避難する場所のバリアフリー化

- ・ 板橋区の小中学校バリアフリー化については、改築・大規模改修にあわせて実施。改築、大規模改修の判断は、耐震化の中で、耐震補強するか、大規模改修（躯体のみ残す）、改築（建替え）を判断しているもの。体育館についても同様に対応している。
- ・ バリアフリー整備する対象は、EV・階段手すり・誰でもトイレ・段差解消であり、条例に基づく基準を遵守している。

● 避難する場所の環境整備

- ・ 段ボールの間仕切り壁は、区全体の備蓄倉庫にまとめて備蓄されている。
- ・ 現在、避難所運営マニュアル及び福祉避難所運営マニュアルを策定中であり、このマニュアルにおいて要援護者には必要な支援等について個別に対応することが明記されている。また、高齢者、障害者の要援護者が避難する際、別室や専用スペースの確保などについて、学校防災連絡会（避難所運営協議会）で要援護者用の個室を確保するように努めている。

● トイレの整備

- ・ バリアフリー総合計画に基づき、小中学校の改築時等を活用して順次だれでもトイレの整備、トイレの洋式化を進めている。
- ・ 現在 35校/76校（小学校 22/53、中学校 13/23）。整備率の進捗は、46.1%。
- ・ 改築・大規模改修にあわせて実施しているが、単独の増築工事などの場合にも誰でもトイレの設置を行っている。
- ・ オストメイト対応（トイレ）は、3～4年前から対応。体育館など一般開放をしているため、区民からの要望がある。一般開放に近いところの誰でもトイレ内に専用流しを備えたトイレを1カ所確保している。
- ・ 避難所機能を向上のために、（大規模改修、改築の対象以外の）全校にて、トイレの洋式化などの機会を活用し、最低限1カ所、手すり付きトイレを体育館に近い場所に設置する方向で事業を進めている。
- ・ 避難所に配備されている仮設トイレについて、車いすでも利用できるバリアフリー対応のマンホールトイレの整備を進めている。（各校3～4カ所）

● 避難生活に関する多様な手段による情報提供、わかりやすい情報提供

- ・ 全学校に防災無線が設置済。
- ・ 全避難所に簡易筆談器を配備予定。（備蓄倉庫に配備予定）

● 電源確保

- ・ 発電機は配備済。
- ・ 非常用電源の確保は難しい。
- ・ 深井戸用の自家発電を4中学校、2小学校に設置。

【板橋区立板橋第三中学校（改築）における災害等への備え】

- ・ ユニバーサルデザイン、地域との連携（防災）などをコンセプトに整備を実施。
- ・ 段差がなく、トイレなどもバリアフリー化されている。
- ・ 学校敷地をセットバックして歩道のない道路に自主管理歩道を設置し、避難環境の向上に寄与。
- ・ その他、マンホールトイレ、備蓄倉庫などの防災対策を実施している。



上2枚 段差の無い昇降口



歩道から正門入口まで敷設された
視覚障害者誘導用ブロック



区道と一体化した自主管理歩道
(既存樹木を残す)



自主管理歩道上に設置された区の
掲示板（上部にはLED照明）



体育館の裏にマンホールトイレを3基設置



体育館の近くにあるだけでもトイレにはオストメイト対応の専用流しを設置



体育館近くの防災備蓄倉庫



非常時に備える自家発電機



屋内運動場の屋根に書かれたヘリサイン



ソーラー式の照明



雨水も有効活用 雨水貯留タンク



災害時にプールの水を利用できる採水口



体育館に隣接した武道場



屋上に校庭用照明を設置

4.5 その他

【防災訓練】

- ・ 条例に基づく総合計画において「障がい者理解促進事業」が位置付けられている。この事業は、NPO法人ボランティア・市民活動学習推進センターいたばしが実施しており、小中学校（総合学習等）にて、障害者の講話や障害の体験、介助の方法などを学ぶ体験学習の出前講座を行っている。
- ・ また、要援護者の避難支援を含む「中学生と地域住民による防災訓練」を実施している。

【板橋区立高島第三中学校における中学生と地域住民による防災訓練の実施】

- ・ NPO法人ボランティア・市民活動学習推進センターいたばしでは、東日本大震災前の平成21年度より、「中学生と地域住民による防災訓練」を高島第三中学校で実施している。実施にあたっては、実行委員会形式で中学生、町会、自治会、PTA、関係機関の協働で運営している。
- ・ 訓練において、高齢者、障害者等の要援護者へは民生委員から声をかけて頂き参加を要請したところ、予想以上の参加が得られた。生徒たちは要援護者をサポートしながら避難場所へ移動支援を行った。
- ・ 防災訓練を実施すると普段気付かない避難上支障となるものが把握できる。高島第三中学校では、段差のある場所に養生シートを敷いたことで、気付かずに段差に乗り上げるといった場面があった。また、体育館に入るための段差、校舎を横断する際の段差などが発見できた。
- ・ 数年の取り組みを経て、校長ではなく町会長が避難所を開設できるようになった。避難訓練は日常のかつ継続的な取り組みとして実施していくべきであり、教育（学校）活動において当たり前を実施することで、地域との協働が図られる。

災害時・緊急時に対応した避難経路等のバリアフリー化
と情報提供のあり方に関する調査研究 報告書

平成 25 年 3 月

国土交通省 総合政策局 安心生活政策課
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
TEL : 03-5253-8111 (代表)